

枚方市告示第 440 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により大規模小売店舗に関する意見があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該意見を一般の縦覧に供する。

令和5年7月25日

枚方市長 伏見 隆

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事（1街区）  
枚方市北中振三丁目地内

2 届出年月日

令和5年3月16日

3 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日

令和3年3月30日

4 枚方市の区域内に居住する者等の意見

- ・駐車場出入口付近の現場状況に関する通行困難、危険性増加及び対策不足について
- ・駐車場から店舗への動線に関する当マンションへの敷地内侵入懸念について

5 縦覧場所等

(1) 縦覧場所

枚方市観光にぎわい部商工振興課

(2) 縦覧期間

令和5年7月25日から同年8月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで